

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する基本的な考え方

本計画における歴史的風致維持向上施設とは、本市における歴史的風致の維持向上に寄与する公共施設などであり、これを整備し、適切な管理を行うことにより、本市固有の歴史的風致の維持向上を図る。

整備にあたっては、歴史的風致を構成する建造物の保全や整備、歴史的風致の維持向上に資する環境の維持・形成、歴史と伝統を反映する活動を保全継承する事業、歴史的風致を活かした観光振興に資する事業、歴史的風致の認識と理解を向上させる事業などによって実施する。整備を行った施設は、積極的な公開や活用を行い、歴史的風致の維持向上を図る。

管理にあたっては、国、県及び市の関係部局が連携し、文化財保護法のほか、道路法、都市公園法、市条例などに基づいた日常的な維持管理を確実に実施するとともに、防災や防犯の対策にも取り組む。さらに、地域住民、関連団体等の協力のもと、官民一体となった維持管理を進める。

なお、事業実施にあたっては、施設やその周辺の歴史的背景、地域住民の活動状況などを十分に把握したうえで、周辺の景観に配慮し、地域住民や関係機関との十分な協議を踏まえて行う。また、国や県からの支援が得られるよう検討を進めるとともに、民間企業などとの連携を図っていくものとする。

上記の基本的な考え方にに基づき、計画期間内に実施する事業は以下のとおり。

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する事業

- 1-1. 歴史的風致形成建造物助成事業
- 1-2. 熊本城復旧事業
- 1-3. 景観重要建造物・景観形成建造物助成事業
- 1-4. 町並み復旧保存支援事業
- 1-5. 町屋等活用促進事業

(2) 歴史的建造物の周辺環境の保全と向上に関する事業

- 2-1. 町並みづくり助成事業
- 2-2. 道路空間整備事業
- 2-3. 空地等活用事業

(3) 伝統文化を反映した活動の継承に関する事業

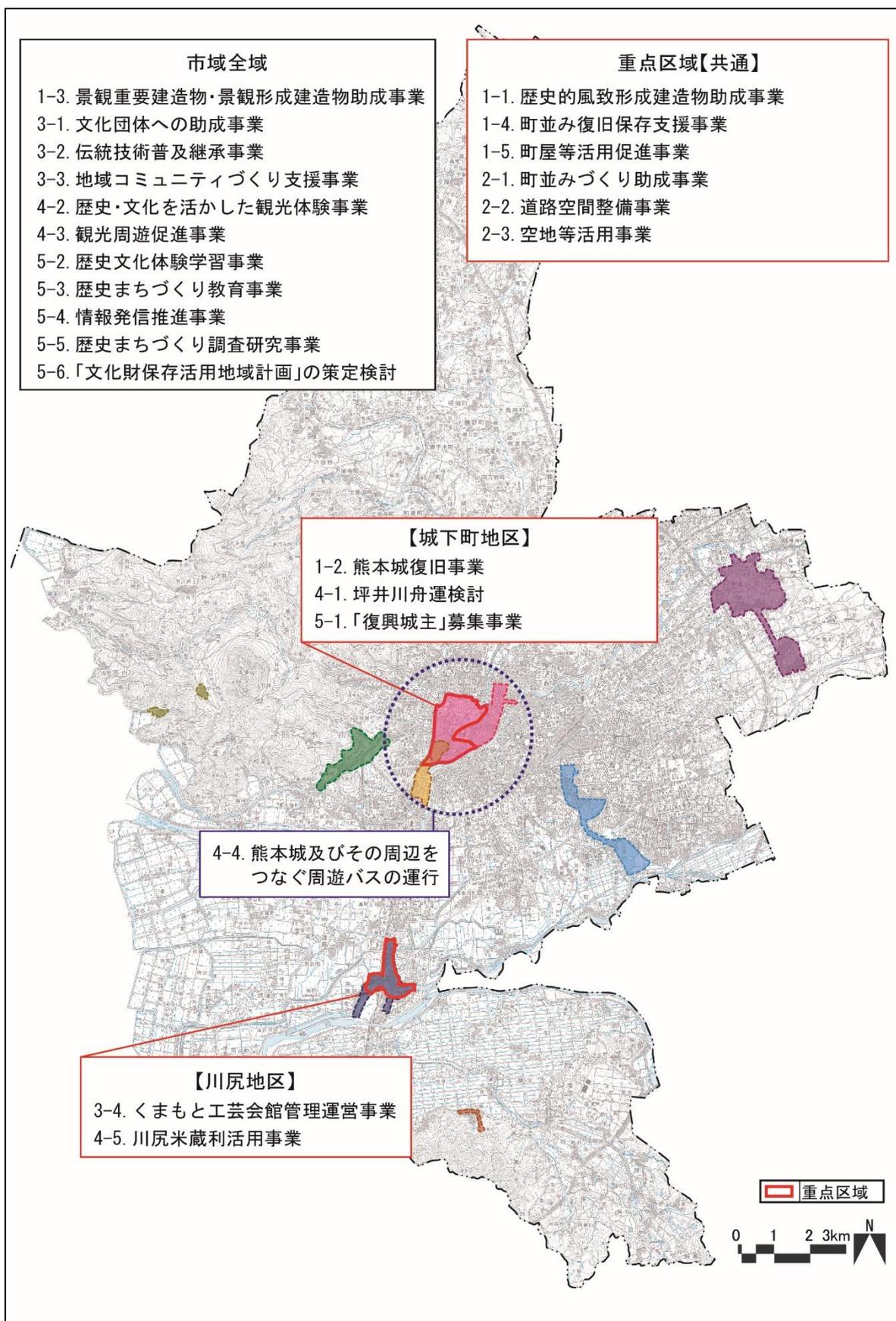
- 3-1. 文化団体への助成事業
- 3-2. 伝統技術普及継承事業
- 3-3. 地域コミュニティづくり支援事業
- 3-4. くまもと工芸会館管理運営事業

(4) 歴史的風致を活かした観光振興に関する事業

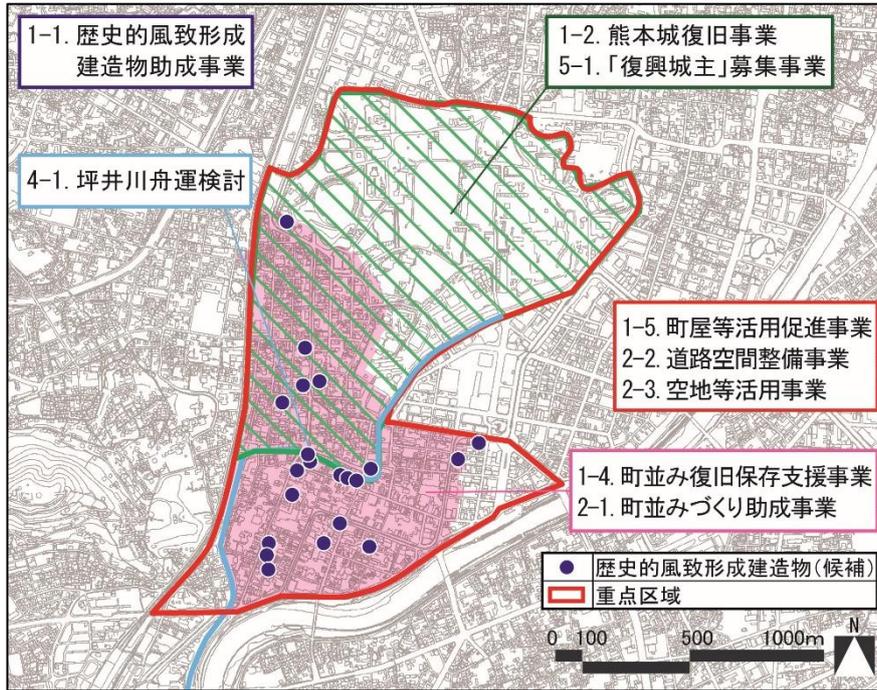
- 4-1. 坪井川舟運検討
- 4-2. 歴史・文化を活かした観光体験事業
- 4-3. 観光周遊促進事業
- 4-4. 熊本城及びその周辺をつなぐ周遊バスの運行
- 4-5. 川尻米蔵利活用事業

(5) 歴史的風致の情報発信と認識向上に関する事業

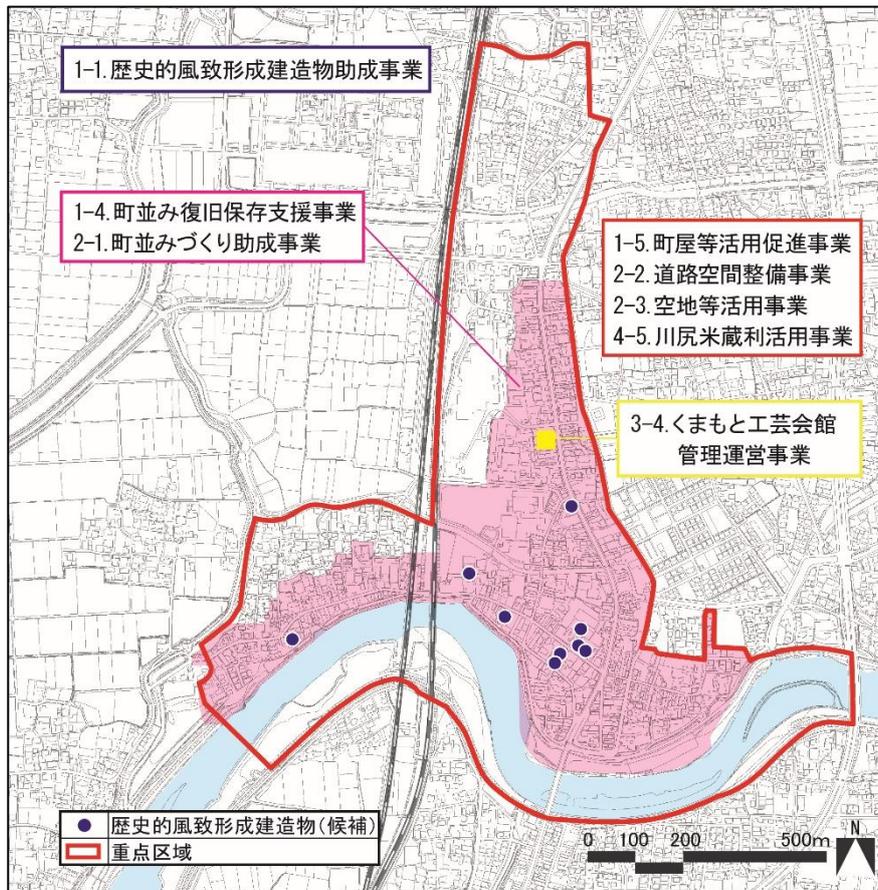
- 5-1. 「復興城主」募集事業
- 5-2. 歴史文化体験学習事業
- 5-3. 歴史まちづくり教育事業
- 5-4. 情報発信推進事業
- 5-5. 歴史まちづくり調査研究事業
- 5-6. 「文化財保存活用地域計画」の策定検討



事業位置図



城下町地区 重点区域内事業位置図

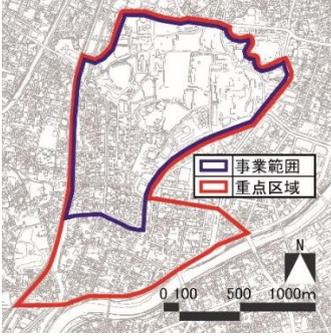


川尻地区 重点区域内事業位置図

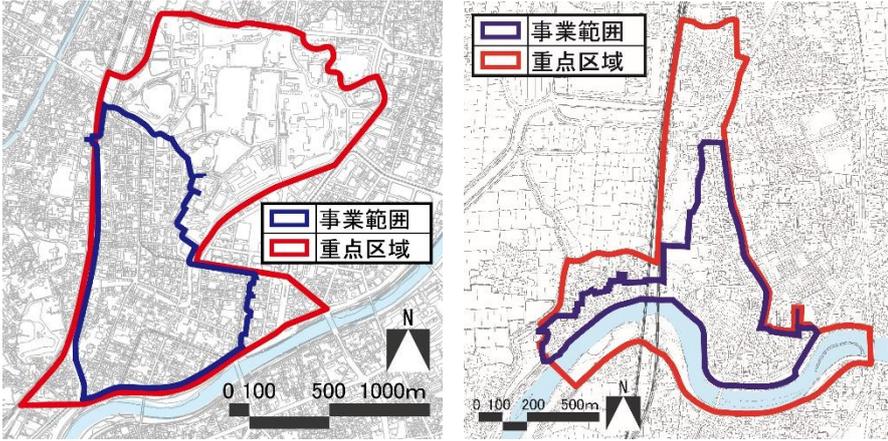
2. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事業

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する事業

事業名	1-1. 歴史的風致形成建造物助成事業
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業/社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） （令和2年度）
事業期間	令和2年度～令和11年度
事業位置	城下町地区・川尻地区（重点区域内）
事業概要	歴史的風致形成建造物の指定制度を活用するとともに、指定建造物の保存、修景等に係る経費の一部を助成する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的に価値の高い建造物の保存は、重点区域である新町の藤崎八幡宮例大祭や古町の一町一寺の城下町地区、あるいは河尻神宮秋季大祭や精霊流しの舞台である川尻地区の良好なまち並みの維持に結びつくことから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

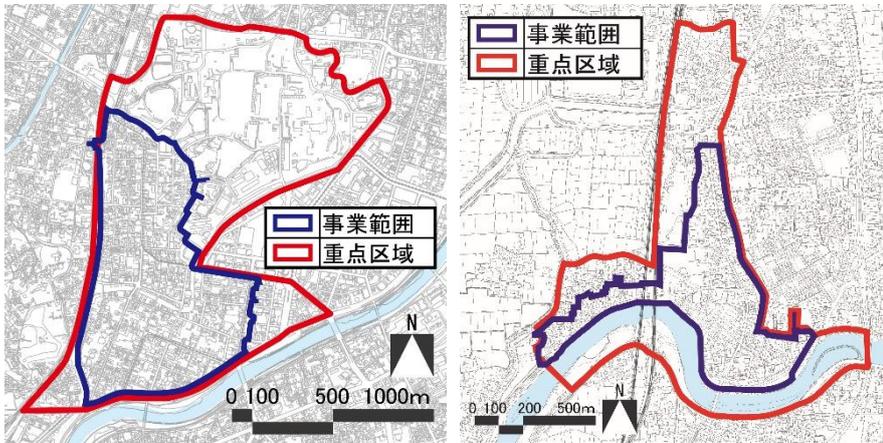
事業名	1-2. 熊本城復旧事業
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業／都市災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業）（平成28年度～令和2年度）／防災・安全交付金（都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業）（平成29年度～令和3年度）／重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業（平成28年度～令和11年度）／歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業（平成28年度～令和11年度）
事業期間	平成28年度～令和11年度
事業位置	熊本城跡保存活用計画区域（城下町地区（重点区域内））  <p>熊本城復旧事業位置図</p>
事業概要	熊本城の石垣、重要文化財建造物及び再建・復元建造物の崩落・倒壊防止対策を講じつつ、本格復旧に向けた調査・設計・復旧工事を実施する。  <p>熊本城の被災状況</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	熊本城の復旧は、市民の歴史景観の保全に対する意識の醸成に繋がるとともに、観光客などに対しても本市の歴史文化に関する関心の向上に繋がることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	1-3. 景観重要建造物・景観形成建造物助成事業
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業/社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） （平成27年度～令和2年度）
事業期間	平成11年度～令和11年度
事業位置	市内にある景観重要建造物・景観形成建造物
事業概要	<p>景観法及び熊本市景観条例に基づき指定した景観重要建造物や景観形成建造物の保存、修景等に係る経費の一部を助成する。</p>  <p style="text-align: center;">西村邸（景観重要建造物）</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>建築物所有者の負担を軽減することにより歴史的な景観を保全し、地域住民の歴史景観の保全に対する意識の醸成にも繋がることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	1-4. 町並み復旧保存支援事業
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成29年度～令和2年度
事業位置	<p>新町・古町地区（城下町の風情を感じられる町並みづくり事業区域） 川尻地区（歴史を活かした町並みづくり事業区域(町並み協定地区内)）</p>  <p style="text-align: center;">町並み復旧保存支援事業位置図</p>
事業概要	<p>新町・古町地区、川尻地区において、平成28年（2016）熊本地震により被災した町屋などの伝統的様式建造物（昭和25年（1950）以前に伝統工法で建てられた木造の建造物）の復旧に要する費用を補助し、伝統的様式建造物の保存を図る。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>被災した建築物の復旧は、建築物所有者の大きな負担となり取り壊される実態がある。所有者の負担を軽減することにより歴史的な景観を保全し、地域住民の歴史景観の保全に対する意識の醸成にも繋がることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	1-5. 町屋等活用促進事業
事業主体	熊本市・民間
事業手法	市単独事業
事業期間	令和2年度～令和11年度
事業位置	城下町地区・川尻地区（重点区域内）
事業概要	<p>重点区域である城下町地区、川尻地区に残る町屋等を後世に引き継いでいくため、以下の取組み等を検討していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町屋等の歴史的建築物を保存・活用していくために、建築基準法の適用を除外する条例を制定するとともに、所有者等に対し、当該条例を活用するための計画書策定に係る費用の一部を助成する。 ・町屋の利活用のために、地区の不動産業者等と連携し、町屋の貸し手と借り手のマッチングを図る。その際、町屋への居住希望者を対象とした、町屋の見学ツアーや地域住民との交流の場を設けるなど、必要に応じた支援を検討する。 ・町並みづくりガイドラインの普及啓発等を行い、町屋等の修景促進を図る。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>空き家となっている町屋等について借主を見つけ、活用を進めることは、歴史的風致の良好なまち並みの維持及びコミュニティの醸成に結びつくことから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

(2) 歴史的建造物の周辺環境の保全と向上に関する事業

事業名	2-1. 町並みづくり助成事業
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）（平成27年度～令和2年度）
事業期間	平成24年度～令和11年度
事業位置	新町・古町地区（城下町の風情を感じられる町並みづくり事業区域） 川尻地区（歴史を活かした町並みづくり事業区域(町並み協定地区内)） 
事業概要	重点区域である城下町地区（新町・古町）、川尻地区において、町屋などの伝統的様式建造物や、一般建造物の保存・修景等に係る経費の一部を助成する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	城下町地区や川尻地区の町並みの修景整備を行うことで、歴史・文化を活かした景観の向上、さらにはより多くの市民、来訪者が回遊することにつながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	2-2. 道路空間整備事業
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業/社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） （平成27年度～令和2年度）
事業期間	平成27年度～令和11年度
事業位置	城下町地区・川尻地区（重点区域内）
事業概要	地域住民との協議や現地調査等を実施し、歴史的な建造物が建ち並ぶ通りや祭礼等のルートなどのうち、特に歴史的な町並み景観の向上が必要となる通りを選定し、その町並み景観の向上を図るための道路美装化等の整備を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的町並み景観の向上のための整備改善は、重点地区の活動や歴史的に価値のある建造物を引き立て、地域住民や観光客が散歩したくなる空間となることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業名	2-3. 空地等活用事業
事業主体	熊本市・民間
事業手法	市単独事業
事業期間	令和2年度～令和11年度
事業位置	城下町地区・川尻地区（重点区域内）
事業概要	城下町地区や川尻地区の重点区域内に発生した空地について、良好な町並みの創出や、地域の歴史まちづくり活動の活性化に寄与するための利活用方法を地域住民等と協同で検討し、利活用を図る。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	城下町地区や川尻地区で増加傾向にある空き地を活用することにより、歴史的な町並み景観の維持向上を図ることに寄与するとともに、周遊性の向上により、観光客の増加も期待され歴史的風致の維持向上に寄与する。

(3) 伝統文化を反映した活動の継承に関する事業

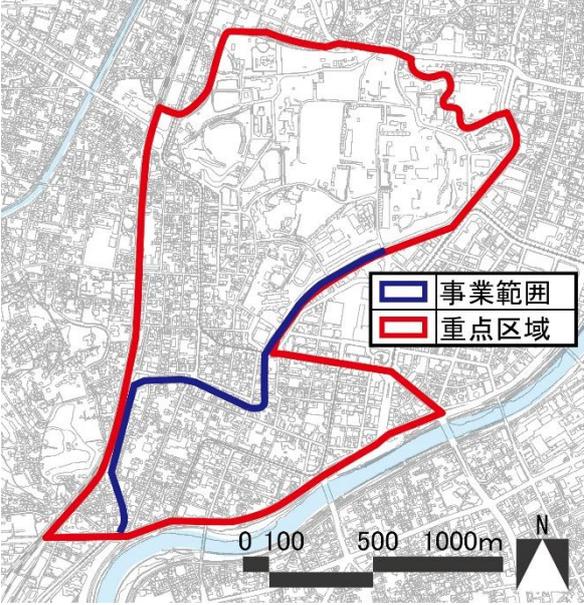
事業名	3-1. 文化団体への助成
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成18年度～令和11年度
事業位置	市域全域
事業概要	<p>本市に残る神楽・獅子舞など歴史ある貴重な伝統芸能等の保護育成に係る費用の助成を、必要に応じて有識者の指導・助言を得ながら実施する。</p>  <p style="text-align: center;">神楽の様子</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史文化を活かしたまちづくりを推進するうえでは、地域住民等の活動が活発に展開されることが重要である。本事業の推進によって、歴史的文化遺産の保全・活用に係る地域住民等の意識向上が図られ、伝統芸能等が継承されることで歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	3-2. 伝統技術普及継承事業
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成25年度～令和11年度
事業位置	市域全域
事業概要	<p>祭礼用の獅子頭の制作等にも用いられる伝統技術の継承や伝統工芸品産業の振興のため、必要に応じて有識者の指導・助言を得ながら後継者育成やPR、伝統工芸出張講座をくまもと工芸会館と連携を図りながら実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>おばけの金太（張子製）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>張子製の獅子頭（新町獅子）</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史文化を活かしたまちづくりを推進するうえでは、地域住民等の活動が活発に展開されることが重要である。</p> <p>本事業の推進によって、歴史的文化遺産の保全・活用に係る地域住民等の意識向上が図られ、伝統技術が継承されることで歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	3-3. 地域コミュニティづくり支援事業
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和2年度～令和11年度
事業位置	市域全域
事業概要	地区住民が主体的かつ継続的に行う歴史文化の保全継承や防災などに対する課題の解決のための活動等に支援を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史文化の保全継承に係る地区住民の活動を支援することは、地区の歴史文化について地区住民の関心が高まるとともに、地区のコミュニティの維持向上にも繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	3-4. くまもと工芸会館管理運営事業
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成17年度～令和11年度
事業位置	くまもと工芸会館（川尻地区（重点区域内））  <p style="text-align: center;">くまもと工芸会館 館内</p>
事業概要	伝統工芸品づくりの実演や体験を通して、川尻地区および市内の伝統工芸品の振興を図る。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史文化を活かしたまちづくりを推進するうえでは、地域住民等の活動が活発に展開されることが重要である。来館者が伝統工芸品づくりに触れる機会を創出することは、伝統工芸に携わる職人や関係者の担い手確保に繋がるとともに、伝統産業が継承されてきた川尻地域の情報発信を行うことにより、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

(4) 歴史的風致を活かした観光振興に関する事業

事業名	4-1. 坪井川舟運検討
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和元年度～令和2年度
事業位置	坪井川沿岸（城下町地区（重点区域内）） <div style="text-align: center;">  <p>坪井川舟運検討範囲</p> </div>
事業概要	城下町地区を横断する坪井川について、外国人などの観光客に対しての体験型の観光ツールとして、舟運に向けた調査・検討を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	新町と古町地区の境界である坪井川は、熊本城の内堀や舟運路として機能し、熊本城下の発展の基礎を築いた。 観光舟としての舟運が実現されることにより、城下町の歴史を伝える機会の創出、周遊性の向上や観光客の増加も期待され、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	4-2. 歴史・文化を活かした観光体験事業
事業主体	熊本市・民間
事業手法	市単独事業
事業期間	令和2年度～令和11年度
事業位置	<p>市域全域</p> <div data-bbox="520 551 1310 1137" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">ウォーキングイベントの様子</p>
事業概要	<p>地区住民が主体となって、来街者を対象とした地域の社寺等の観光資源を活用した観光ツアーを実施するなど、多様な体験型プログラムの作成・実施を行う。</p> <p>また、ボランティアガイドの育成や将来に渡って継続的な活動を行っていくためのスキームの検討等を行う。</p> <p>さらに、ARやVR等の最新技術を活かした新たなコンテンツの活用について検討する。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史文化を活かしたまちづくりを推進するうえでは、地域住民等の活動が活発に展開されることが重要である。ボランティアガイドの担い手の育成を支援しつつ、最新技術を活かした観光案内を実施することは、地域の歴史・文化の周知、市民や観光客の関心の向上、郷土愛や誇りなどの醸成に繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	4-3. 観光周遊促進事業
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和2年度～令和11年度
事業位置	市域全域
事業概要	<p>来街者の回遊性を高めるため、地区内の周遊を促すルートの検討や、無料Wi-Fiの整備、老朽化した観光案内サイン等の多言語化を含めた更新等を行う。また、周遊ルートにおける自転車用サイン整備や観光レンタサイクルの導入等を検討する。</p> <p>公共用地だけでなく、民有地も活用した周遊や観光案内の手法を検討し、観光周遊を促進する。</p>  <p style="text-align: center;">観光案内サイン</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>重点区域内において歴史的文化遺産を繋ぐ周遊ルートを設定し、案内機能を高めることにより、市民や観光客がより多くの歴史的文化遺産を知ることになるとともに、賑わいの創出にも繋がることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	4-4. 熊本城及びその周辺をつなぐ周遊バスの運行
事業主体	熊本市
事業手法	熊本城周遊バス運行事業費補助金(公益社団法人 熊本県観光連盟)(平成18年度～令和11年度)/中心市街地活性化ソフト事業(特別交付税)(平成18年度～令和3年度)
事業期間	平成18年度～令和11年度
事業位置	城下町地区周辺  周遊バスの運行範囲図
事業概要	観光客がバスで気軽に中心市街地を回遊することを目的として、熊本駅を発着とした熊本城及びその周辺をつなぐ周遊バスの運行を実施し、観光客の交通上の利便性を高め、市内観光拠点への円滑な移動を促す。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	観光客などの移動手段を確保し、行動範囲が広がることにより、熊本駅から熊本城周辺を中心としたエリアでの回遊性の向上、市内の滞在時間の延長などにより、多くの歴史的文化遺産を知ることとなり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	4-5. 川尻米蔵利活用事業
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成23年度～令和11年度
事業位置	川尻地区（重点区域内）
事業概要	史跡熊本藩川尻米蔵跡を中心に、地区の散策拠点としての駐車場及び便益施設（トイレ等）の整備を実施するとともに、地区住民と行政が連携した保存活用を進めるために、ワークショップ等を開催して保存活用方策を検討し、それに基づいた施策を推進する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	史跡熊本藩川尻米蔵跡を整備し活用することは、地区住民や観光客に史跡熊本藩川尻米蔵跡の歴史や文化に親しむ機会を増やし、地区の賑わい創出が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。

(5) 歴史的風致の情報発信と認識向上に関する事業

事業名	5-1. 「復興城主」募集事業
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成28年度～令和11年度
事業位置	熊本城（城下町地区（重点区域内）） 
事業概要	熊本城への復旧支援として1万円以上を寄付した方を「復興城主」として認定し、城主証や城主手形を交付する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	市民等から寄付を募ることにより、熊本城の復旧が迅速に進められるとともに、熊本城、あるいは歴史的建造物への理解や愛着が高まり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	5-2. 歴史文化体験学習事業
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成25年度～令和11年度
事業位置	市域全域
事業概要	市内の小学生を対象として、歴史的風致を含む歴史文化関連施設を巡るバスツアーなどを実施する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	本事業の実施によって、参加した小学生においては、歴史的文化遺産の保存、活用に係る意識の向上が図られるとともに、地域の歴史的文化遺産への理解と愛着が深まり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

事業名	5-3. 歴史まちづくり教育事業
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和2年度～令和11年度
事業位置	市域全域
事業概要	既存の歴史に関する教材等を活用するとともに、必要に応じて歴史的風致を伝える冊子やビデオ等を作成し、小中学校等の子供たちに向けた、歴史的風致に関する授業やワークショップなどの教育活動を実施する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	小中学校で歴史的風致教育を実施することにより、子供たちに市内の歴史や文化の周知を図ることができるとともに、歴史的建造物等の維持保全や継承に繋げることができることから、歴史的風致の維持及び保全に寄与する。

事業名	5-4. 情報発信推進事業
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和2年度～令和11年度
事業位置	市域全域
事業概要	歴史的風致に対する市民などへの認知度を向上させ、歴史まちづくりへの積極的な参画を促し、後世に引き継いでいくため、熊本城（城彩苑）や熊本博物館などの公共施設を情報発信の拠点とし、各地区の特徴を活かしたSNS・チラシ・マップ作成等による情報発信手法の検討・推進を行う。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	熊本城（城彩苑）や熊本博物館などを情報発信拠点として活用することにより、重点区域や市内の歴史や文化に関する情報発信が行われるとともに、観光客の周遊促進等も図られ、歴史的風致の維持及び保全に寄与する。

事業名	5-5. 歴史まちづくり調査研究事業
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和2年度～令和11年度
事業位置	市域全域
事業概要	<p>歴史まちづくりに関する継続的な調査・研究等を行い、歴史まちづくりを推進する。</p> <div data-bbox="523 752 1362 1379" data-label="Image"> </div> <p>2017.09 シンポジウム「歴史を活かしたまちづくり」</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>歴史まちづくりに係る調査研究活動を継続的に推進することで、歴史的建造物等の保全や周辺環境の向上、さらには市民や観光客への歴史的風致に関する意識の向上等に繋がることが期待でき、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	5-6.「文化財保存活用地域計画」の策定検討
事業主体	熊本市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和5年度～令和11年度
事業位置	市域全域
事業概要	本市の文化財の保存および活用に関する総合的な計画である「文化財保存活用地域計画」策定のために必要な調査等を実施し、計画策定について検討する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	「文化財保存活用地域計画」策定のために必要な調査等を実施することで、これまで把握できていなかった文化財等の把握、文化財の保存・活用に関する課題等の「見える化」が可能となる。また、それらに対する活用や解決のための具体的な措置を継続性・一貫性を持って講じることができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。